

男女共同参画ネットワークさの 会則

(名称)

第1条 本会は、「男女共同参画ネットワークさの」という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の理解と協力により、男女共同参画社会の実現をめざす豊かで住みよいまちづくりに努めることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、前条の趣旨に賛同し、かつ、以下に掲げる条件を満たす団体と個人をもって組織する。

2 団体の条件

- (1) 団体の事務所の所在地が佐野市内であること。
- (2) 佐野市内で広く、継続して自主的活動ができる団体であること。
- (3) 団体の構成員が5名以上であること。

3 個人の条件

- (1) 佐野市に在住、または勤務していること。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研修会及び学習会の開催
- (2) 地域社会への積極的な参画と提言
- (3) 会員相互の親睦及び交流に関する事業
- (4) 各団体の活動の促進を図るための事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(加入脱退)

第6条 本会に加入しようとする場合は随時、又は、脱退しようとする場合は、30日前までに会長に届け出るものとする。

2 前項の届出については、会長は、役員会に協議するものとする。

(専門部)

第7条 第5条に規定する事業の円滑な運営を行うため、専門部を置くことができる。

- 2 前項の専門部の設置については、代表者会議で決める。
- 3 前項の専門部に、部員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会は、部員をもって構成し、部の事業を企画し、実施する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選任等)

第9条 役員は、代表者会議において選出し、総会において承認する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続2期までとする。
- 3 任期の途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を総理する。
- 4 書記は、本会の会議等を記録する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

- 第11条 会議は、総会、役員会及び代表者会議とする。

(総会)

- 第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は会長が任命する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 会則の改廃
- (4) その他会長が必要と認める事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。
- 5 総会開催が困難な場合は、書面審議、又はオンラインとすることができる。

(役員会)

- 第13条 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 役員会は、次の者をもって構成し、本会の運営及び事業実施に関する事項を審議するものとする。
- (1) 第8条に規定する監事を除く役員
- (2) 第7条に規定する部会長

(代表者会)

- 第14条 代表者会は、必要に応じ、会長が召集する。
- 2 代表者会は、加入団体の代表をもって構成し、本会の重要事項を協議するものとする。
- 3 代表者会において、審議会等へ推薦する委員については、選出する。

(経費)

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって充てる。
- 2 前項に規定する会費は、団体の構成員数により、次のとおりとする。
- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 団体 (5名から20名まで) | 年額 2,000円 |
| (2) 団体 (21名から100名まで) | 年額 3,000円 |
| (3) 団体 (101名から) | 年額 4,000円 |
| (4) 個人 | 年額 500円 |

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

- 第17条 この会則の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に代表者会で協議し決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成17年7月 8日から施行する。
- 2 この会則は、平成25年5月22日から施行する。
- 3 この会則は、平成27年5月20日から施行する。
- 4 この会則は、令和 4年5月16日から施行する。